

<記入例>

請求日 令和元年 1月 20日

(宛先) 豊明市長

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和元年 10月 ~ 令和元年 12月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 青者と認定子どもが、豊明市内に居住していることを豊明市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを豊明市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を豊明市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を豊明市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者

フリガナ トヨアケ タロウ
氏名 豊明 太郎
印
認定子どもとの続柄 父
現住所 豊明市〇〇町〇〇番地〇〇
電話: 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別 第2号
認定番号 〇〇〇〇
生年月日 平成 27年 5月 5日
フリガナ トヨアケ ハナコ
氏名 豊明 花子
住所 豊明市〇〇町〇〇番地〇〇
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入

3. 償還払いの振込先を記入してください(※ 振込差先は申請者名義の口座を記入してください)

金融機関名 銀行 信用金庫 支店
預金種目 普通
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
出張所 豊明市〇〇町〇〇番地〇〇
口座名義(カタカナ) トヨアケ タロウ

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入 (複数記入可)

① 施設名: 〇〇〇ホイクエン, 所在地: 豊明市〇〇町〇〇番地〇〇, 月額: 35,000円
② 施設名: 病後児保育施設〇〇〇, 所在地: 豊明市〇〇町〇〇番地〇〇, 日額: 2,500円

<裏面も記入してください>

④	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話:	
契約している利用料※2		□月額	円 □日額	円 □時間額	円
⑤	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話:	
契約している利用料※2		□月額	円 □日額	円 □時間額	円
⑥	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話:	
契約している利用料※2		□月額	円 □日額	円 □時間額	円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和元年10月	35,000 円	0 円	35,000 円	37,000 円	35,000 円
令和元年11月	35,000 円	0 円	35,000 円	37,000 円	35,000 円
令和元年12月	35,000 円	2,500 円	37,500 円	37,000 円	37,000 円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

4月1日時点で3～5歳は37,000円が月額上限額となります。
0～2歳は42,000円が月額上限額となります。

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を全て添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・月途中で認定期間が終了する又は別の市町村へ転出する場合の限度額: 37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される又は別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数